

兵庫県公立高等学校入学者選抜における特別措置について

兵庫県公立高等学校入学者選抜では、障害のある生徒や外国籍の生徒等、配慮が必要な志願者に対して、個々の状況に応じて検討し、特別措置の可否及び実施内容を決定します。

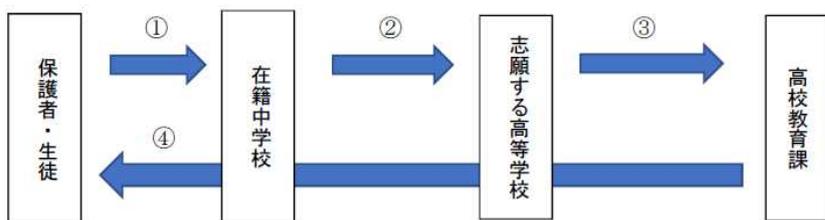
○ 入学者選抜においてこれまでに実施した特別措置の具体例

- ・問題用紙・解答用紙の拡大
- ・検査時間の延長
- ・別室での受検や座席の位置の変更
- ・補聴器、拡大鏡、車椅子等の補助具の使用

受検において特別措置が必要と判断される生徒がいる場合は、中学校長が高等学校長に連絡や相談を行います。

そのため、入学者選抜において特別措置を希望する方は、余裕をもって中学校の先生にご相談ください。

手続きの方法



- ① 保護者・生徒から在籍中学校の先生へ
- ② 中学校から志願する高等学校へ
- ③ 志願する高等学校から高校教育課へ
- ④ 高校教育課との協議結果を高等学校から中学校へ、中学校から保護者・生徒へ

【問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局高校教育課
教育指導班教育課程担当
☎ 078-341-7711(代表)